

平成25年度税制改正 ～相続税・贈与税編～

今月は平成25年度税制改正の大綱(案)のうち、相続税、贈与税のメインのものについて掲載します。

相続税の基礎控除の引下げ(平成27年1月1日以後の相続から)

いわゆる、相続税がかからないラインである基礎控除額が以下のとおり引き下げられます。基礎控除額を超える金額について相続税が課税されますので、相続税は実質増税となります。

現行 : 5,000万円 + 1,000万円×法定相続人の数
 改正後 : 3,000万円 + 600万円×法定相続人の数

相続税の税率構造の見直し(平成27年1月1日以後の相続から)

相続税は、相続財産の課税価格を各法定相続人が法定相続分に応じて取得したものとしていったん総額を計算します。その際に適用される税率が見直されることとなりました。

現行		改正案	
法定相続人の取得金額	税率	法定相続人の取得金額	税率
1,000万円以下の金額	10%	同左	
3,000万円以下の金額	15%	〃	
5,000万円以下の金額	20%	〃	
1億円以下の金額	30%	〃	
3億円以下の金額	40%	2億円以下の金額	40%
-		3億円以下の金額	45%
3億円超の金額	50%	6億円以下の金額	50%
-		6億円超の金額	55%

贈与税の税率構造の見直し(平成27年1月1日以後の贈与から)

贈与税(暦年課税贈与に限る。)は、取得した財産の価額から基礎控除額110万円を控除した金額に税率をかけて計算しますが、その際の税率が見直されることとなりました。

具体的には、最高税率の引上げ及び20歳以上の者が受ける直系尊属からの贈与について優遇される措置となっております。

現行		改正案(一般の贈与)		改正案(直系尊属からの贈与)	
基礎控除後の課税価格	税率	基礎控除後の課税価格	税率	基礎控除後の課税価格	税率
200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%
300万円以下の金額	15%	300万円以下の金額	15%	-	
400万円以下の金額	20%	400万円以下の金額	20%	400万円以下の金額	15%
600万円以下の金額	30%	600万円以下の金額	30%	600万円以下の金額	20%
1,000万円以下の金額	40%	1,000万円以下の金額	40%	1,000万円以下の金額	30%
1,000万円超の金額	50%	1,500万円以下の金額	45%	1,500万円以下の金額	40%
-		3,000万円以下の金額	50%	3,000万円以下の金額	45%
-		3,000万円超の金額	55%	4,500万円以下の金額	50%
-		-		4,500万円超の金額	55%

上記の他、教育資金の贈与に係る1,500万円の非課税措置が贈与税の改正論点の目玉としてございますが、ボリュームが多く、また、いまだ不明な部分がございますので、また詳しい内容が公表されましたら、皆様にお知らせいたします。ご不明な点がございましたら、当事務所までご連絡ください。

消費税の税率引上げについての経過措置について

～平成25年9月30日までに締結される一定の契約を対象～

請負工事等についての経過措置

皆様ご存知のとおり、平成26年4月1日より消費税の税率が、現行の5%から8%に引き上げられます。ここで注意すべき点として、請負工事などは、原則として完成引渡しの日が平成26年4月1日前であるか以後であるかで判定します。

しかし、**契約日が平成25年9月30日以前**である場合には、完成引渡しが平成26年4月1日以後になっても改正前5%の税率が適用されます。

この経過措置が適用されるのは、工事だけでなく、製造の請負に係る契約、その他一定の契約()も含まれます。

一定の契約の具体例

- ・測量、地質調査、工事の施工に関する調査に係る契約
- ・企画、立案、監理、設計に係る契約
- ・ソフトウェアの開発の請負に係る契約

左記のうち、仕事の完成に長期間を要し、かつ、当該仕事の目的物の引き渡しが一括して行なわれることとされているもの

資産の貸付けについての経過措置

平成25年9月30日までに締結した資産の貸付けに関する契約で平成26年4月1日前から同日以後引き続き貸付けを行なっている場合で、次の「及び」又は「及び」の要件に該当するものについて平成26年4月以後も改正前5%の税率が適用されます。

貸付期間とその間の対価の額が定められていること

事情の変更等で対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと

契約期間中にいつでも解約の申し入れをすることができる旨の定めがないこと

以上のような取引をされる事業者の方々は、平成25年9月30日が近づくにつれて駆け込み需要が生じる可能性がございます。また、契約がいつのものであるかを確認できるように、契約書の整理・保存を宜しくお願い致します。

なお、平成27年10月1日からは消費税率が10%に引き上げられますが、平成27年3月31日までに契約していれば改正前の税率である8%の税率が同様に適用されます。

遺言のススメ (再掲)

最近、遺言書の作成がブームになっているようです。岡山県内でも公正証書作成件数が昨年を上回り、遺言書キットも売れ行きが伸びているそうです。遺言書とは、遺産相続などについて記した証書で、公正証書遺言と自筆証書遺言があります。公正証書遺言は、公証人役場で利害関係のない証人2人と同席の上作成します。原本は公証人役場に保管される為費用はかかりますが、相続時のトラブルが少なくなります。自筆証書遺言は、費用がかからず手軽で、文具店などで遺言書キットが販売されており、大切な人へのメッセージなども自由に記入出来るようになっています。ただし、記入内容などに一つでも不備があると無効になるなど注意が必要となります。遺言書作成に関心があるのだが、どうしようかと迷っていらっしゃる方は当事務所へご相談ください。

<VISION>

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー：「Vision」**
 今月の開催日は**3月21日(木)**です。
 不透明な経済情勢が続いておりますが、このような状況にこそ経営計画が求められております。参加された経営者の方々からも多くのお喜びの声をいただいております。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
3月21日(木)	1・2・3・4月決算法人様	3月15日(金)
4月11日(木)	2・3・4・5月決算法人様	4月5日(金)
5月16日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月10日(金)

<3月スケジュール>

11	月	*2月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
15	金	*平成24年分所得税の確定申告期限・納付期限
21	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
31	日	*1月決算法人の確定申告・納付期限
		*7月決算法人の中間申告・納付期限
*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の4・10月決算法人)		

31日が日曜日ですので、期限は4月1日(月)となります。